

○指定職給料表の適用を受ける国会職員の給料月額に関する件

(昭和四十八年九月二十七日両院議長協議決定)

改正	平一〇年	一月一二日	平一二年	一月二〇日
	平一八年	三月三一日	平一九年	二月七日
	平二二年	六月二一日	平二三年	五月一八日

国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)第一条第四項の規定による国会職員の給料月額は、別表に掲げるその者の占める職に対応する同表に定める号給の額とする。

附 則

1 本件は、昭和四十八年九月二十七日から施行し、同年四月一日から適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日における指定職給料表の適用を受ける国会職員の給料月額に関する件(昭和三十九年十一月二十日両院議長協議決定)の規定に基づく各議院の議長又は国立国会図書館の館長の指定(以下「旧指定」という。)は、同年四月一日における本件の相当規定に基づく指定とみなす。この場合において、旧指定により定められた号給は、国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(昭和四十八年九月二十七日両院議長決定)による改正後の国会職員の給与等に関する規程に定める指定職給料表に掲げる号給のうち、附則別表に掲げる旧指定による号給に対応する同表の新号給欄に掲げる号給とみなす。

附則別表

旧指定による号給		新号給
甲	乙	
	1	1
	2	2
	3	3
	4	4
	5	5
	6	6
1	7	7
2		
3		8
4		9
5		10

本件は、平成二十三年五月十八日から施行する。

別表

区分	イ	口	ハ	二	備考
職	各議院事務局の事務次長 各議院法制局の法制次長 国立国会図書館の副館長 衆議院事務局の調査局長 裁判官訴追委員会の事務局長 裁判官弾劾裁判所の事務局長 各議院事務局の憲法審査会事務局長 国立国会図書館の調査及び立法考査局長 この項に掲げる他の職に準ずる職として、各議院の事務局及び法制局の職員については国立国会図書館の館長が定める職	各議院事務局、各議院法制局及び国立国会図書館の部長（前項に掲げるものを除く。）その他これらに準ずる職で、各議院の事務局及び法制局の職員についてはその院の議長、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が定めるもの	各議院事務局、各議院法制局及び国立国会図書館の部長（前項に掲げるものを除く。）その他これらに準ずる職で、各議院の事務局及び法制局の職員についてはその院の議長、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が定めるもの	前各項に掲げる職以外の職	1 この表の口の項に掲げる職のうち、衆議院の事務局及び法制局の職員並びに裁判官訴追委員会の事務局長については衆議院議長、参議院の事務局及び法制局の職員並びに裁判官弾劾裁判所の事務局長については参議院議長、国立国会図書館の館長が定めるものは、その職の対応号給をこの表に掲げる号給により一号給上位の号給とするものとする。 2 この表のハの項及び二の項に掲げる職のうち、衆議院の事務局及び法制局の職員並びに裁判官訴追委員会事務局の職員については衆議院議長、参議院の事務局及び法制局の職員については参議院議長、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が定めるものは、それぞれこの表の口の項及びハの項に掲げられているものとする。
号給	八号給	五号給	四号給	一号給から三号給までの号給のうち、職ごとに衆議院の事務局及び法制局の職員並びに裁判官訴追委員会事務局の職員については衆議院議長、参議院の事務局及び法制局の職員については参議院議長、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が定める号給	